

荒川区町会連合会会議次第

1 議題

(1) 関係団体からの依頼事項

第39回川の手荒川まつりポスター掲出について

第39回川の手荒川まつり実施に伴う交通規制について

(川の手荒川まつり実行委員会)……………2～6ページ

(2) 区からの依頼事項

学校施設用地の拡充に関する情報提供等について

(教育施設課)……………7ページ

第15回あらかわバラの市のポスター掲示について

私道照明灯LED化工事の実施・維持管理補助金要綱改正について

(土木管理課)……………8～12ページ

各町会・自治会における防災訓練及び避難所開設・運営訓練の実施について

(防災課)……………13ページ

「町会・自治会についてのアンケート」の実施について

令和7年度町会・自治会に対する主な助成金について

(区民課)……………14～25ページ

6 荒産観第 8 7 4 号
令和 7 年 4 月 7 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区産業経済部観光振興課長
渡部 雅人

第 3 9 回川の手荒川まつりポスター掲示について (依頼)

日頃から荒川区の観光行政にご協力を賜りありがとうございます。

荒川区では、ふるさと荒川の郷土意識の高揚、豊かな地域社会づくり、観光振興による賑わいの創出等を目的に川の手荒川まつりを開催しており、今年も 4 月 2 9 日 (火・祝) に南千住野球場で開催する予定です。

これにつきまして、より多くの方々へご来場いただけるようポスターを作成いたしましたので、各町会掲示板にご掲示いただき、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1 第 3 9 回川の手荒川まつり概要

- (1) 開催日時 令和 7 年 4 月 2 9 日 (火・祝) 雨天決行
午前 1 0 時から午後 4 時まで
- (2) 会 場 南千住野球場
- (3) 主 催 川の手荒川まつり実行委員会、荒川区

2 ポスター掲示依頼内容

- (1) ポスター依頼枚数 町会掲示板数
- (2) ポスター掲示期間 到着日から令和 7 年 4 月 2 9 日まで
- (3) ポスター配布方法 4 月中旬に区からの交換便で各町会へ配布します

< お問合せ >

荒川区産業経済部観光振興課
担当：加藤、仁平
電話：3 8 0 2 - 4 6 8 9

第39回 川の手 荒川まつり

同時
開催

第46回 商業祭



4.29 火祝

南千住野球場

雨天決行 午前10時▶午後4時

まつりの
詳細は
こちら



キャラクターショー

仮面ライダーガヴ&
ガッチャードショー



©石森プロ・テレビ朝日・ADK EM・東映

① 午前11時40分

② 午後2時45分

南千住野球場
ステージにて

パレード

午前9時30分に第一中学校を出発。千住間道を通り、会場(南千住野球場)まで、区内の各種団体が華やかなパフォーマンスで大行進します。(雨天中止)

出店

- 商業祭パズル・模擬店
- ふるさと市
- 荒川区の名産品コーナー
- 官公署コーナー
- 福祉チャリティコーナー
- ふれあいスポーツ
- つくって遊ぼう
- ミニ隅田川 ほか

【アクセス】●JR常磐線・東京メトロ日比谷線・つくばエクスプレス「南千住」駅下車徒歩約10分
●都電荒川線「荒川区役所前」停留場または「荒川一中前」停留場下車徒歩約5分
●コミュニティバスさくら「荒川総合スポーツセンター」または「南千住野球場」下車徒歩すぐ

【駐車場・駐輪場】駐車場はございません。駐輪場は都立荒川工科高校、区立瑞光小学校をご利用ください。

収容台数には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただくか、徒歩にてお越しください。

【交通規制】パレードの実施に伴い、午前9時30分～10時まで、千住間道から南千住野球場までの周辺道路を交通規制します。

【主催】川の手荒川まつり実行委員会・荒川区 【協賛】東京商工会議所荒川支部・荒川区しんきん協議会

【お問合せ】荒川区観光振興課 電話03-3802-4689



6 荒産観第 8 7 4 号
令和 7 年 4 月 7 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区産業経済部観光振興課長
渡部 雅人

第 3 9 回川の手荒川まつりの開催に伴う交通規制の実施について

日頃から荒川区の観光行政にご協力を賜りありがとうございます。

荒川区では、ふるさと荒川の郷土意識の高揚、豊かな地域社会づくり、観光振興による賑わいの創出等を目的に、下記のとおり第 3 9 回川の手荒川まつりを開催いたします。開催に当たりまして、来場者等への安全面を考慮した交通規制を行います。

近隣住民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 第 3 9 回川の手荒川まつりについて

(1) 開催日時

令和 7 年 4 月 2 9 日 (火・祝) 午前 1 0 時 ~ 午後 4 時 雨天決行

パレードは、午前 9 時 3 0 分 ~ 1 0 時

(2) 会場

南千住野球場

(3) 開催概要

別紙のとおり

2 交通規制の実施について (別紙「パレードコース図」のとおり)

交通規制場所 千住間道 (パレード通過のため片面)

会場前道路 (パレード通過のため両面)

規制時間 午前 9 時 3 0 分 ~ 1 0 時

パレード通過後、順次交通規制解除

< お問合せ >

荒川区産業経済部観光振興課

担当：加藤、仁平

電話：3 8 0 2 - 4 6 8 9

第 3 9 回川の手荒川まつり開催概要

1 目的

ふるさと荒川の郷土意識の高揚、豊かな地域社会づくり、観光振興による賑わいの創出等を目的とした各種イベントを開催する。

2 開催日時

令和 7 年 4 月 2 9 日（火・祝）午前 1 0 時～午後 4 時 雨天決行

パレードは午前 9 時 3 0 分～ 1 0 時（雨天中止）

3 開催場所

南千住野球場

4 実施内容

（ 1 ）川の手荒川まつり

パレード（区内団体によるマーチングバンド等）

ステージショー（区内団体による音楽、舞踊等）

出店・展示コーナー（交流都市の特産品の販売、各種団体の P R 等）

アトラクション（キャラクターショー等）

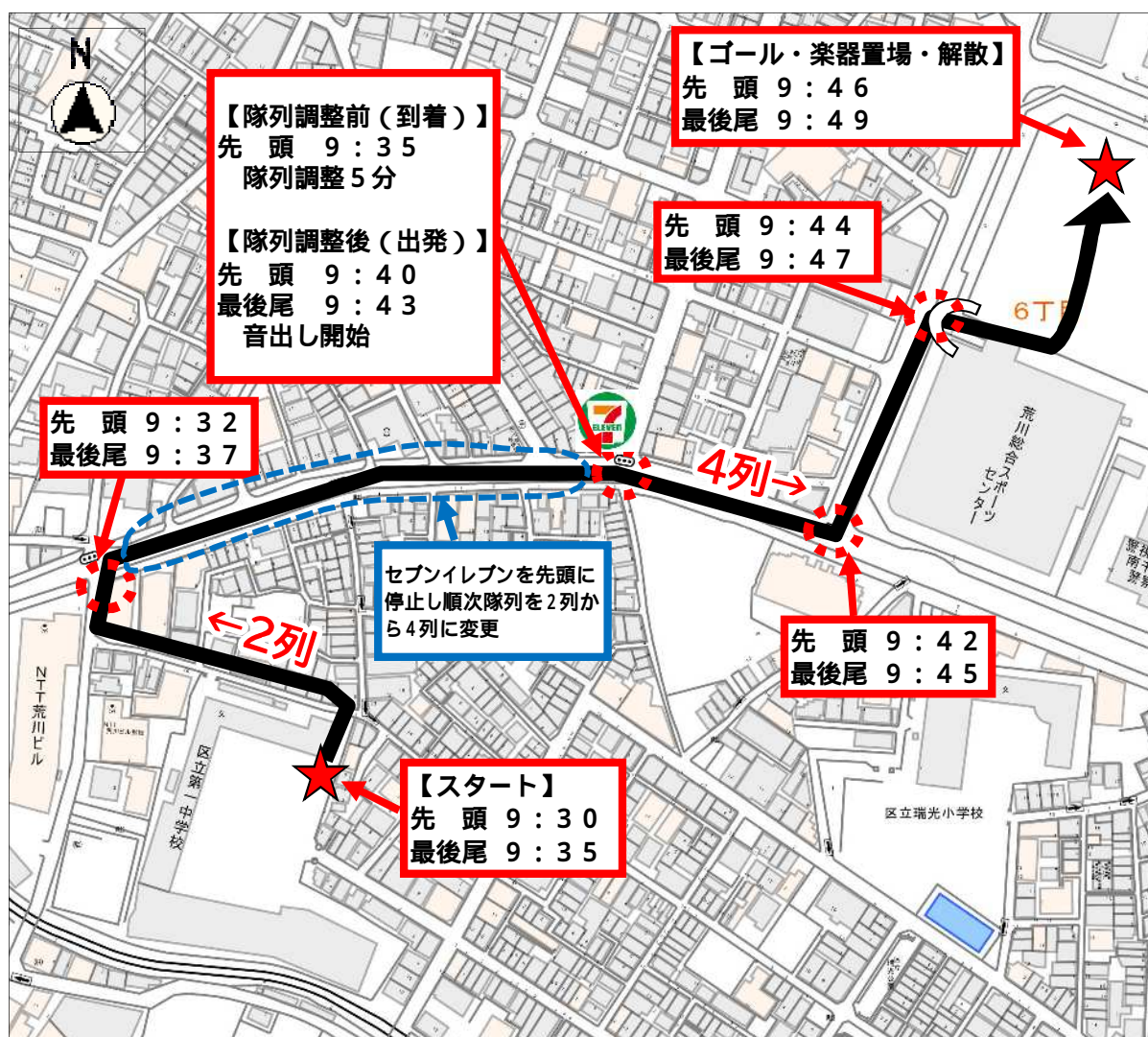
（ 2 ）第 4 6 回商業祭（同時開催）

商業祭バザール

我楽多市、模擬店

抽選会

第39回川の手荒川まつりパレードコース図



【コース概要】

- < 出発地点 > 第一中学校
- < ゴール地点 > 南千住野球場
- < 距離 > 約650m
- < 所要時間 > 約25分

町会長・自治会長 各位

荒川区教育委員会事務局
教育施設課長 井上 千恵

学校施設用地の拡充に関する情報提供等について（依頼）

区の教育行政につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、教育委員会では、子どもたちが快適に安全に過ごせる学びやすい教育環境の整備に取り組んでいます。

しかしながら、区立の幼稚園、小学校及び中学校の多くには、限られた用地しか持たないため、校庭が狭く、子どもたちが元気に運動したり、遊んだりすることが厳しい学校施設も散見されるところです。また、築年数が経った学校施設の順次建替えが今後必要となります。

そこで、学校施設の用地の拡充のため、下記のとおりお願い申し上げます。
趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

記

1 御依頼事項

- (1) 学校施設に接している土地等の売却等の情報があった場合は、教育施設課に御一報をお願いいたします。
- (2) 貴町会・貴自治会の関係者様が所有している、学校施設に接している土地等で、区への売却を御検討いただけるものがございましたら、教育施設課に御連絡いただきますようお願いいたします。

2 本件担当

荒川区教育委員会事務局教育施設計画担当課長 福木
荒川区教育委員会事務局教育施設課計画係 樋口 関口

3 本件連絡先

0 3 (3 8 0 2) 3 1 1 1 内線 3 3 2 3

6 荒防土第 6 5 3 0 号
令和 7 年 4 月 7 日
(公 印 省 略)

町会連合会会長 各位

荒川区防災都市づくり部
土木管理課長 諸角 明彦

「第 1 5 回あらかわバラの市」のポスター掲示について（依頼）

日頃より、荒川区の花と緑のまちづくりにご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今年も恒例の「第 1 5 回あらかわバラの市」を開催する予定です。

区では、区内生花店で特別価格のバラ花鉢の販売や、バラ花壇を巡るスタンプラリーなど、バラを中心とする催しにより「都電とバラの街」を P R し、地域の緑化を一層推進していくとともに、観光振興や商業振興にもつなげていきたいと考えております。

つきましては、この催しの開催について、区民の皆様に広く周知するため、ポスターの掲出をお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項 「第 15 回あらかわバラの市」ポスター掲出
- 2 掲示期間 ポスター配付日から令和 7 年 5 月 1 7 日（土）まで

問合せ 土木管理課維持みどり係
担当 八頭司・中山
電話 0 3 - 3 8 0 2 - 4 4 8 3

第15回 あらかわ バラの市

2025.5.17(土)

9:30▶15:00 式典後販売開始

会場：町屋駅周辺

鉢バラと
園芸資材
の販売

京成バラ
園芸(株)
直売

バラの
育て方
講習会

サクソフオン
カルテット
演奏会

切り花
販売

あらかわバラの市
盛り上げ隊
コーナー
(バラと都電の
関連商品の販売)

あらかわバラの市 盛り上げ隊を巡る スタンプラリー

QRコードを読み込んでデジタルスタンプラリーに参加し、
バラの市盛り上げ隊の各店舗等を巡った方に、
バラ花鉢等をプレゼントいたします。
詳しくは、特設ページをご確認ください。

詳細はこちら



都電一日乗車券

詳細はこちら



バラの市開催日頃には、都電沿線のバラが
一斉に見頃を迎えます。都電一日乗車券を使って、
区内の美しいバラを見学しませんか？

※開催日当日は都電荒川線の混雑が予想されますので、一日乗車券をご購入される方は、
事前購入にご協力くださいますようお願いいたします。

主催/荒川区 問合せ/荒川区土木管理課 TEL03-3802-4483

協力/荒川生花商組合、京成バラ園芸株式会社、京成電鉄株式会社、東京都交通局、株式会社サンポップ

ボランティア団体 荒川バラの会

Facebook
はこちら



あらかわバラの市 会場案内図



ACCESS

- ①京成線「町屋」駅前
- ②都電荒川線「町屋駅前」停留場前
- ③東京メトロ千代田線「町屋」駅 2番出口前



荒川区は持続可能な未来社会(SDGs)を推進しています。

6 荒防土 6 8 4 3 号
令和 7 年 4 月 7 日

各町会・自治会長 様

荒川区防災都市づくり部
土木管理課長 大木 浩

私道照明灯の L E D 化工事・維持管理補助金計算方法変更のお知らせ

平素から荒川区の街づくり行政に、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、区では、町会・自治会の皆様にご協力を頂き、私道照明灯の調査を行いました。調査の結果、私道照明灯 3 , 2 0 0 台のうち、1 , 7 3 4 台が蛍光灯のままであることが判明いたしました。これらの蛍光灯の照明灯につきまして、令和 7 年から 8 年の 2 年間で集中的に L E D 化を行うとともに、老朽化が進んでいるポールの建て替えも計画的に行ってまいります。

令和 7 年度は、電柱に設置されている 8 5 0 台の照明灯の L E D 化を行う予定であり、現在、準備を進めております。蛍光灯の球交換による皆様へのご負担は、L E D 化によりほぼ無くなりますので、工事の実施にあたりましては、周知等につきましてご協力ください。

また、近年の電気代上昇により、皆様方の金銭的なご負担が大きくなっていることに鑑みて、令和 7 年度から電気代を全額実費補助させていただくことにいたしました。申請時期になりましたら必要書類等につきまして、ご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

記

- 配付資料
- (1) 私道照明灯調書 (ファイル 1 冊)
 - (2) 令和 7 年度工事予定箇所一覧表
 - (3) 私道照明灯維持管理補助金計算方法変更のお知らせ
 - (4) 工事のお知らせ (町会掲示板用)

問合せ先 土木管理課設備係
担当 澤田 電話 0 3 - 3 8 0 2 - 4 4 7 2

私道照明灯維持管理補助金計算方法変更のお知らせ

はじめに

私道照明灯につきましては、LED化の進展により、町会等が支払う電気代に差が生じており、これまでの定額助成では不公平感がありました。

また、定額助成では、電気代が高騰した場合、町会・自治会の持ち出しが増えるので、助成制度を見直して欲しいとのご要望も頂いておりました。

このため、区では助成制度の改正及びLED化の集中実施に向け、令和6年度に私道照明灯の種類や契約状況を把握するため、全町会・自治会が管理している照明灯の調査を実施させていただきました。ご協力ありがとうございました。

これまでの計算方法

町会は1基あたり3,200円、都営住宅は1基あたり1,600円を助成



これからの計算方法

町会等が私道照明灯に支払った電気料金の実費額を助成

これからご協力いただきたいこと

- ・ 照明灯と建物の電気代が一括して請求されている場合など、照明灯のみの電気料金を算出できない町会・自治会は、区の街路灯の電気料金を参考に、料金を設定させていただきます。
- ・ 私道照明灯の料金が明示されるよう、東電への手続きを行っていただく場合があります。その場合、区担当者が手続きの方法等を個別にご説明させていただきます。
- ・ 公共性が低い照明灯は、助成対象から除外させていただくため、個別にご相談させていただきます。

担当：荒川区 土木管理課
管理係 齋藤、安部
電話：03-3802-4296

私道照明灯 L E D 化工事のお知らせ

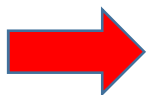
工事期間：令和7年4月下旬～12月

私道に設置されている照明灯のL E D化工事を行います。

区役所と契約した工事業者が皆様のご近所に立ち入らせていただきます。ご協力くださいますよう、お願いいたします。



蛍光灯



L E D

L E D照明取り替え工事に関してご意見がありましたら、下記まで御連絡をくださいますようお願い申し上げます。

荒川区防災都市づくり部土木管理課設備係

担当：澤田 問合せ先 03 - 3802 - 4472

以外の時期（４～７月、９～１１月の平日、１２月～３月）

従来どおり、予約は先着順となります。希望日の３か月前の１日から予約可能となりますので、事前に防災課にお電話をいただき、空き状況をご確認ください。

【例】起震車を８月２３日に希望 ５月１日から事前申請可能

区のイベントでの出展等により、起震車の抽選申込・予約ができない日があります。区ＨＰで随時更新していますので、あらかじめご確認くださいようお願いします。



区ＨＰ二次元コード

2 避難所開設・運営訓練

区では、いつ発生するかわからない大地震に備え、発災時に速やかな一次避難所の開設・運営を行うことができるよう、防災区民組織と連携した避難所開設・運営訓練を実施しています。各町会・自治会におかれましては、引き続き御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、実施にあたっては、防災課各地区担当が調整させていただきます。

<スケジュール（例）>

- ・３か月前 防災課による、各町会・自治会長、学校との実施日程
- ・２か月前 第１回事前打合せ（訓練案の提示、参加者の顔合わせ）
- ・２週間前 第２回事前打合せ（訓練内容の最終確認）
- ・当日 訓練実施

上記はあくまでも一例であり、避難所の規模や各町会・自治会とのご相談に応じて進めてまいります。

3 その他

- （１）防災訓練中に事故等があった場合は、速やかに消防署又は防災課へご連絡ください。
- （２）防災課からお貸しした資器材については、事前に防災課へご連絡いただいた上で、区役所分庁舎（旧防災センター）へご返却ください。
平日のご返却にご協力をお願いします。
- （３）「防災訓練資器材貸出・物資配布申請書」の提出が訓練直前となった場合や、備蓄物資の在庫状況により、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先

区民生活部 防災課 防災事業係

電話 03-3802-3111 内線 417・418

メ-ル bousaika-jigyoukakari@city.arakawa.lg.jp

町会・自治会についてのアンケート

荒川区政の参考資料として活用するため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

Q 1 町会・自治会名 _____

＼QRコードからも回答できます／

Q 2 会員数 _____ 世帯

(マンション等の集合住宅の場合、1棟1会員ではなく、
可能な限り実加入世帯数をご教示下さい。)



Q 3 町会・自治会費 _____ 円(月額・年額)

Q 4 会費の徴収方法(当てはまるもの全てに○)

1. 対面での徴収
2. 銀行振込
3. 自動振替
4. QRコード決済
5. その他(具体的に: _____)

Q 5 町会掲示板の基数 _____ 基

Q 6 町会掲示板の今年度改修数 _____ 基(_____ 月頃改修予定)

Q 7 町会回覧板の所有枚数 _____ 枚

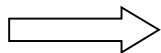
Q 8 町会事務所(会館)を所有していますか。(いずれかに○)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 所有している (Q 8へ) | 2. 所有していない(Q 9へ) |
|--------------------|--------------------|

Q 9 町会事務所(会館)を所有している町会のみ、お伺いします。

(1) 令和6年4月～令和7年3月までの間に、町会事務所(会館)の廃止や引越しなどがありましたか。(いずれかに○)

1. なし
2. 廃止・閉館
3. 新築・引越し



(新住所) 荒川区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 (電 話) _____ (_____) (新築又は引越しを行った時期) _____ 年 _____ 月

(2) 町会事務所 (会館) の新築、改修及び修繕のご予定がありますか。(いずれかに○)

1. 今年度中(令和7年度)に実施予定
2. 来年度中(令和8年度)に実施予定
3. 2～3年後に実施予定
4. 4～5年後に実施予定
5. 当面予定はない

ご予定がある場合、簡単な概要をご記入下さい。

(3) 町会事務所 (会館) の居室等の貸出を行っていますか。(いずれかに○)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 貸出を行っている ((4)、(5)へ) | 2. 貸出を行っていない(Q9へ) |
|-------------------------|--------------------|

(4) おもにどのような用途で貸出をされていますか。(例：●●会の会議、勉強会...など)

(5) 賃料 (使用料) を徴収している場合、おいくらでしょうか。(例：1,000 円 / 時間...など)

Q10 町会の法人化をしていない町会のみ、お伺いします。

今後、町会を法人化するご予定はありますか。(いずれかに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 今年度中(令和7年度)に実施予定 | 2. 来年度中(令和8年度)に実施予定 |
| 3. 2～3年後に実施予定 | 4. 4～5年後に実施予定 |
| 5. 当面予定はない | |

Q11 役員会は、いつ・どのタイミングで開催されていますか。

(例: 毎月15日の日中帯、第3水曜日の夜間帯など)

Q12 デジタル化の課題・現状について、お答えください。(当てはまるもの全てに○)

- | |
|--|
| 1. 活用したいが、何をどのような手順で活用すればいいのかわからない |
| 2. 活用したいが、デジタル活用を担える人材がいない |
| 3. 活用したいが、役員や会員からの賛同が得られない |
| 4. 高齢者が多いため、デジタル活用を進めたとしても、使いこなせる人が少ない |
| 5. 現状のやり方で問題なく進んでいるため不要 |
| 6. その他(具体的に: _____) |

Q13 デジタル化の取組みについて、お答えください。（当てはまるもの全てに ）

活動内容	既に導入している	導入を検討している	導入の予定はない
1. 町会・自治会のホームページ開設	☐	☐	☐
2. 電子メールの活用	☐	☐	☐
3. LINE 公式アカウントの活用	☐	☐	☐
4. Instagram(インスタグラム)の活用	☐	☐	☐
5. X(旧 Twitter)の活用	☐	☐	☐
6. YouTube の活用	☐	☐	☐
7. オンラインでの打合せ	☐	☐	☐
8. 町会会館にインターネットを導入(Wi-Fi、ひかり回線等)	☐	☐	☐
9. その他(具体的に:)	☐	☐	☐

Q14 若手の町会員が主体となって活動している事業はありますか。（いずれかに○）

1. 主体となって活動する事業がある(具体的に:) 2. 主体となって活動する事業はない
--

Q15 外国人住民との関わりにおける課題・現状について、お答えください。（当てはまるもの全てに○）

1. 外国人住民とのコミュニケーションが難しく、町会・自治会への加入につながらない 2. 外国人住民に町会・自治会活動について理解を得るのが難しい 3. 外国人住民との間でゴミ出し等の地域や町会のルールに関するトラブルが発生している 4. 外国人住民に対する災害時の情報伝達に不安がある 5. 町会・自治会内で多文化共生の推進について理解が得られない 6. 特に課題はない 7. その他()
【1～5を選んだ場合、具体的なエピソードがある場合はご記入ください】 (具体的に:)

Q16 町会・自治会が抱える課題について、お答えください。（当てはまるもの全てに○）

1. 役員の高齢化が進んでいる
2. 活動の担い手の不足・固定化
3. 町会・自治会に加入しない住民が増えている
4. 町会・自治体からの脱退者が増加している
5. 町会・自治会活動について住民の理解や関心が薄い
6. 行政からの依頼事項の負担が増加している
7. 活動資金が不足している
8. 町会・自治会館などがなく、活動拠点の確保が難しい
9. その他（具体的に： _____）

期 限：令和7年4月30日（水）まで
提出先：各区民事務所長、荒川地域担当係長

アンケートは以上でございます。
ご協力ありがとうございました。

令和7年度町会・自治会に対する主な助成金について

～昨年度からの主な変更点～

- 町会のデジタル化を促進するための補助金を新たに開始します。
- 私道照明灯助成が1基あたり、「年額 3,200 円」から「全額実費補助」になります。

1 町会事務事業助成

種類	補助額	備考
基礎額	1,000 世帯未満 12 万 5 千円	平成23年度から、基礎額を一律 10万円アップしました。
	2,000 世帯未満 13 万円	
	2,000 世帯以上 13 万 5 千円	
世帯割	@360 円×世帯数	-

2 町会法人化助成（認可申請に係る総会開催費、登録免許税相当額、登記費用等）

種類	限度額	補助率	内容
(1) 一般登記助成	45 万円	1/2	区長の認可を得て法人格を取得することにより、不動産登記等が可能。
(2) 特例登記	100 万円	1/2	平成27年の地方自治法改正により創設された特例登記に対する助成制度。

3 町会イベント助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 通常イベント事業	10 万円×2 回	2/3	盆踊り、子供会、餅つき大会等
(2) 大規模イベント事業	20 万円	-	通常イベント事業のうち、事業費が50万円を超える大規模イベントの特例として限度額を20万円に拡大
(3) 次世代育成事業	10 万円×1 回	2/3	先進町会の視察、デジタル化研修等
(4) 食品を取り扱う、不特定多数の方を対象とする事業	1 施設等につき 2 万 4 千円 (5 施設等まで)	10/10	<u>保健所の指導に基づき</u> 、必要となるテナント類及び給排水設備

上記(4)食品を取り扱う、不特定多数の方を対象とする事業の補助申請をされる場合は、各区民事務所長、荒川地域事務係長まで事前にご相談ください。

- 【 】この他、東京都の「地域の底力発展事業助成」において、初回のみ補助率 10/10、次年度以降 1/2、限度額 20 万円の助成制度もあります。
(補助対象にならない経費があります。)
- 【 】「防災・節電活動」、「高齢者等の見守り活動」、「デジタル活用支援」に繋がる事業については、常に補助率 10/10 となります。
(例) 防災訓練、節電に関する講習会、高齢者向けサロン、
SNS による町会イベント配信、SNS 使い方教室等の開催等
- 【 】補助率 1/2 となる事業の場合でも、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」に繋がる事業については、助成率 10/10 となります。
(例) 防災訓練のチラシを外国語でも作成し、外国人住民に参加を呼びかけ

4 町会事務所建設等助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 建設、増改築、修繕	1000 万円	1/2	・令和元年度から限度額 500 万円アップ ・事業費 100 万円以上
(2) 冷暖房設備設置	30 万円	3/10	・事業費 30 万円以上
(3) 福祉関連設備設置	160 万円	4/5	・事業費 30 万円以上
(4) 利子補給制度	60 万円 年度あたり	-	・平成 26 年度から実施 ・10 年間以内で、最高 300 万円まで

(1)、(2)、(3)を合計した補助限度額は 1000 万円です。
限度額 1000 万円に達した場合、10 年間は新たな補助を受けることができません。
既に建替資金を金融機関から借入れ、返済中の借入金に係る利子についても、申請した年度分から、利子補給の対象となります。
金融機関とは銀行・信用金庫・信用組合であって、ローン会社は含みません。

5 町会事務所建設等助成 (宝くじ助成)

種類	限度額	補助率	内容
(1) 町会事務所の建設 (新築又は建替え)	1500 万円	3/5	-
(2) 地域活動用備品の購入 または修繕	250 万円	10/10	・事業費 100 万円以上 ・助成事例: 印刷機、放送機材、発電機、 町会が所有する神輿、山車等

東京都を経由して(財)自治総合センターに申請しますが、要件を満たしていても必ずしも助成されるものではありません。

6 防災区民組織運営助成

- ・[基礎額] 4 万円
- ・[世帯割] @40 円×世帯数(住民登録世帯数)
防災課の事業ですが、区民課からの町会事務助成事業と併せて交付しています。

7 地区町会連合会研修助成(各地区町会連合会に対する助成)

種類	内容
(1) 宿泊研修助成	・グリーンパール那須までの往復の借上げバス代(補助率 10/10) ・グリーンパール那須宿泊費の半額助成 (宿泊費の助成対象は 1 町会当たり 3 名分とする)
(2) 日帰り研修助成	・借上げバス代全額(補助率 10/10)
(3) 町会実務担当者向け 研修会への助成に ついて	・地区町会連合会が、次代の町会指導者となる実務担当者を対象 とした研修の助成 ・実務担当者向け研修会をきめ細やかに実施するため、借上バス代の ほか、講師謝礼や会場使用料等も助成対象 ・限度額 10 万円(補助率 10/10・年1回)

(1)(2)はどちらか一方のみ

8 町会掲示板修繕助成金(29年度から令和8年度まで実施予定)

- ・1基あたり上限 50,000 円 町会事務事業助成と一緒に交付します。

9 弁護士等への法律相談等にかかる助成金(令和2年度新設)

- ・町会が抱える法律的な側面を持つ課題や問題点を効果的に解決するため、弁護士等への相談等にかかる費用の一部を助成します。
- ・町会等の保有する土地及び建物並びに各種の権利に関する弁護士等への法律相談等で、次に掲げる要件を全て満たす場合に、助成の対象とします。
 - 町会等の総意に基づく法律相談等であること。
 - 町会等の健全な活動の妨げになる事案に係る法律相談等であること。
 - 個人的な紛争に係る法律相談等でないこと。
- ・限度額 170 万円(年1回)

法律相談にかかる法律相談料や事件着手に際して要する着手金、裁判に至った場合の裁判上・裁判外の手数料など、各々の項目ごとに助成限度額を設け、各々の項目全てにかかる経費の合計額に対して、170 万円までを助成上限とします。

10 町会・自治会デジタル活用促進支援補助金（令和7年度新設） 別紙参照

【目的】

デジタルを活用した情報発信、情報共有に取り組む町会・自治会に対し、SNS やインターネット月額料金等にかかる費用を助成します。公式 LINE やホームページ等による地域情報の発信、町会活動の共有等、様々な場面でデジタルを活用していくことで、地域活動がさらに充実されることを目的とした助成金です。

【交付要件】

次のどちらかに該当すること。

- (1) 町会等の活動及び地域の情報をウェブサイトまたはSNSで発信している、または予定であること。
- (2) 町会等の活動に供することを目的として、インターネット環境を導入している、または予定であること。

【補助金額】

1町会あたり年間6万円（補助率 10/10）

【対象経費】

公式 LINE やインターネット通信料などの月額使用料、インターネット導入に係る工事費など

11 その他（区民課以外の主な助成制度）

種類	内容
(1) 私道照明灯助成 (土木管理課)	私道照明灯に係る電気代を全額実費補助
(2) 集団回収支援金 (清掃リサイクル推進課)	・報奨金 6 円×回収量(kg) ・支援金基礎額(年額) 60,000 円 ・世帯割額(年額) 180 円 × 世帯数 但し、集合住宅の町会の世帯割額(年額) 84 円
(3) 防犯カメラ補助制度 (生活安全課) 5月の地区町会連合会会議にて詳細を説明します。	防犯カメラ新設補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/24 (例: 1 台 48 万円の防犯カメラを設置した場合、2万円) 防犯カメラ維持管理補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/6 (例: 1 台 6 千円で保守点検した場合、千円)
(4) ボウフラ駆除事業 (生活衛生課)	・駆除薬剤 1 個につき 10 円 ・ただし、12,000 円を上限とします。
(5) ねずみ駆除事業 (生活衛生課)	・ご協力謝礼として 2,000 円 (薬剤配付実績にかかわらず、回覧板を通した取りまとめに対しての謝礼金) ・駆除薬剤 1 個につき 10 円

荒川区町会・自治会

年間最大 60000円
まで補助します

デジタル活用促進支援補助

＼ デジタルを活用した町会・自治会活動の活性化を支援します /
紙または専用フォームから申請可能です (専用フォームは5月頃開始予定)

交付要件

次のどちらかに該当すること

町会の情報をウェブサイトやSNSで発信している (予定を含む)

町会活動のためにインターネット環境を導入している (予定を含む)

対象経費

町会等のSNSまたはウェブサイトの開設、更新及び維持に係る経費

例: 公式LINE月額料金、ホームページの更新手数料・作成委託料など

LAN設備を導入するための機器のリースに係る経費

例: モバイルルーターのレンタル、リース料など

LAN設備を導入するための工事に係る経費

例: 町会所有の会館へのインターネット引込工事など

毎月のインターネット接続サービスに係る経費

例: インターネット月額使用料 (Wi-Fi、光回線等) など

※次の経費は対象外となりますのでご注意ください

- ・物品、備品等の購入費
- ・役員等個人宅へのインターネット工事費
- ・町会所有ではない建物でのインターネット工事費

Q & A

- Q1. 町会長が自宅でインターネット契約をしている固定回線は助成の対象となりますか。町会の打合せやHPの更新など、町会活動のために使用しています。
- A1. 個人宅の固定回線は、個人目的での使用と町会活動目的での使用を区別することができないため、対象となりません。町会会館や事務所等の共有施設での使用に限り、対象としています。
- Q2. インターネット契約が町会名義ではなく、個人名義でしかできません。個人名義でも助成対象となりますか。
- A2. 契約書の名義は問いませんが、領収書等で「〇〇町会様」や「〇〇町会会長 様」のように、町会で使用したことが分かることが助成の条件となります。そのような対応ができない場合は個別に検討しますので、ご相談ください。
- Q3. 町会会館にテレビ回線とインターネット回線をまとめて契約して支払っています。この場合は対象となりますか。
- A3. 対象になります。ただし、対象として認められるのはインターネット料金に係る経費のみです。テレビ回線の使用料は対象になりません。

【問い合わせ・申請先】

南千住区民事務所 三森 (03-3803-1793)

荒川地域事務担当 坂野 (03-3802-3466)

町屋区民事務所 小田澤 (03-3892-2323)

尾久区民事務所 小倉 (03-3894-6123)

日暮里区民事務所 小原 (03-3801-2100)

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

荒川区長 殿

町会・自治会名

代表者住所

代表者 役職・氏名

荒川区町会・自治会デジタル活用促進支援補助金交付申請書

荒川区町会・自治会デジタル活用促進支援補助金について次のとおり交付を受けたいので、荒川区町会・自治会デジタル活用促進支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 交付申請に係る関係書類

（1）見積書その他の交付対象経費の内訳が分かる書類の写し

3. 本補助金の用途（該当する用途にチェック。複数選択可。）

下記経費について申請します。

- ☐ 町会等のウェブサイト又はSNSの開設、更新及び維持に係る経費
- ☐ LAN設備を導入するための機器のリースに係る経費
- ☐ LAN設備を導入するための工事に係る経費
- ☐ インターネット接続サービスの利用に係る経費

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

荒川区長 殿

町会・自治会名

代表者住所

代表者 役職・氏名

荒川区町会・自治会デジタル活用促進支援補助金実績報告書

荒川区町会・自治会デジタル活用促進支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績報告します。

記

1．実績報告に係る関係書類

（1）領収書の写しその他の交付対象経費の支出をしたことを証明することができる書類

2．本補助金を活用したデジタル環境整備に伴う効果や活動の具体的内容

--